

令和4年12月16日

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>行政組織では、係長行政と言われるような業務のやり方が非常に重要だと考えられているが、現状、業務の流れや最終決定方法はどうか。</p>
人事課長	<p>現状として、職員の年齢構成は50代が最も多く、相対的に中堅や若手の割合が低くなっているが、県が担う行政サービスが以前から変化し、業務内容が複雑高度化していることから、行政ニーズに対応するためには、これまでにない難しい課題に対してスピード感が求められ、組織全体で対応していかなければならないという仕事も増えてきた印象を持っている。</p> <p>なお、現状では、担当者が案を作り、上司と相談して、最終的な決定権者に対して説明をする流れである。</p>
高橋（啓）委員	<p>最近の問題として、何か言ったらパワハラだと言われるため、上司が指導できない状況にある。上司が委縮しないための管理者人材の育成方針や研修の取組状況はどうか。</p>
総務部長	<p>人事課として問題認識をしっかり持ち、ジョブチャレンジ制度やリスキリングの研修を進めている。</p> <p>上司が萎縮していることについては、県庁に限らず、民間でも共通して見られる課題である。パワハラは許されないが、必要な指導をしっかり行うことも重要である。そのためには、常に上司もスキルアップをしなければならない。先日、セクハラ事案が起きたことを踏まえて、パワハラやセクハラ問題に詳しい弁護士が講師となり、全ての管理者に対して研修を実施した。今後は上司の指導方法に関するスキルアップ講座についても検討している。</p>
高橋（啓）委員	<p>福祉や教育の事業には税の所得制限が設けられているが、所得制限に関する総務部長の所感はどうか。</p>
総務部長	<p>所得制限に関する一般的考えとして、学問上様々な説はあるが、実務的には、2つの要因があると思っている。</p> <p>1つは財源であり、高所得者にまで様々な交付金や補助金等は渡せない。また、もう1つは社会の公平感であり、社会における公平性は国や地域によって異なり、日本なら日本の公平感、アメリカならアメリカの公平感がある。日本は所得の横並び意識が強い国家である。</p> <p>スウェーデンでは標準消費税が25%、国民負担率は60%だが、スウェーデン人に聞いたところ、医療や学費が全て無料であり、大学に行くと給付金までもらえ、高福祉・高負担の典型的社会だと思う。</p> <p>日本は中福祉・中負担の国であるため、財源のあり方をどのように捉え、現在の状況を望むのかについては社会全体で議論すべきである。</p>
高橋（啓）委員	<p>私立高等学校の授業料の無償化に向けて事業を実施しているが、全ての学校で無償化にはなっていない。</p> <p>現在、実質無償化となっている生徒の割合及び高所得者層に対する新たな支援制度に関する導入状況はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
学事文書課長	<p>県の授業料軽減補助により、世帯年収約 590 万円未満の世帯対して月額 3 万 4,000 円まで支給している。実質無償化になっている割合は、全体の約 60%である。</p> <p>また、令和 4 年度から高所得者層である世帯年収約 910 万円以上で 3 人以上を扶養する多子世帯に対して新たな支援制度を導入し、対象は約 200 世帯と推計している。</p>
高橋（啓）委員	<p>令和 5 年度当初における私立高等学校等への助成制度の概要はどうか。</p>
学事文書課長	<p>高所得者層の多子世帯に対する授業料軽減補助については 4 年度から多子世帯に対して導入したが、この制度は、東京都と本県のみであり、地方交付税不交付団体である東京都と肩を並べる最大限の努力をしている。</p> <p>5 年度当初予算に関しては今後検討を進めることになるが、現在予算要求を取りまとめた段階である。厳しい財政状況全体を見ながら、5 年度についても高所得者層に対する支援を含めた全体の補助制度を引き続き維持継続し、教育の機会の均等、教育環境の充実という観点から予算のとりまとめを行っていきたい。</p>
高橋（啓）委員	<p>令和 4 年度における事務事業の見直しの成果や 5 年度に向けてどのように臨んでいくのか。</p>
働き方改革実現課長	<p>事務事業の見直しは行財政改革推進プランに基づき、全ての事務事業を対象に各部局長のマネジメントのもと、自主的に歳出の見直しと、業務量の縮減に取り組んでいくものである。令和 4 年度は、見直しによって得られた財源を県づくりのための重要施策に振り向けるなど、5 年度当初予算編成と合わせて取り組んでおり、最終的な取組実績を今後明らかにしたい。</p> <p>なお、3 年度の取組実績は、削減額は一般財源ベースで約 31 億 6,100 万円、削減事務量は 2 万 9,898 時間である。</p>
金澤委員	<p>山形県職員の定年等に関する条例等を改正する趣旨はどうか。</p>
人事課長	<p>この度の条例改正は、昨年 6 月に公布された改正地方公務員法に基づくものであり、改正法の趣旨は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する局面において優秀な人材を確保すること、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくために、高齢職員の能力や経験を活用していく必要があるということから、必要な改正を行ったものである。</p>
金澤委員	<p>管理監督職勤務上限年齢制とはどのような制度か。</p>
人事課長	<p>管理職手当が支給される職にある、部長級、次長級を含めた課長級以上の管理監督職の職員が、管理監督職以外に降任等することになる。</p> <p>例えば、60 歳に達する年度において、課長級であった職員は翌年度以降、原則として課長補佐級のポストに降任すると考えているが、初めて 61 歳の現役が生じる令和 6 年度までに、本県の行政需要や国、他県の検討状況も踏まえながら、検討していきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	特例任用とはどのような制度か。
人事課長	<p>管理監督職勤務上限年齢制は、一律に 60 歳を超えた翌年度に、管理監督職にある職員は降任するが、公務の運営に著しい支障が生じる場合に特例的に 60 歳を超えても管理監督職で任用し続けることが可能という制度である。一方で、定年を引き上げることで組織の新陳代謝を凶っていくことが阻害されることを防止するという観点で管理監督職勤務上限年齢制が導入されており、特例任用については限定的に行うよう国からも要請されている。</p>
金澤委員	管理監督職勤務上限年齢制による、女性職員の管理職の登用に対する影響はどうか。
人事課長	<p>女性職員の管理職登用については、特定事業主行動計画において、令和 7 年度までに管理職に占める女性職員の割合を 25%以上にするという目標を掲げ、職員の個々の能力、意欲、キャリアを踏まえた計画的、積極的な登用を進めており、4 年 4 月 1 日現在では 18.1%である。</p> <p>管理監督職勤務上限年齢制は、性別に関係なく一律に 60 歳に達する年度の翌年度以降は非管理監督職に降任することとなる。</p>
金澤委員	定年引上げに合わせて、高齢職員のモチベーションを維持していく必要があると考えるがどうか。
人事課長	<p>高齢職員が生き生きと働き続けられるマインドの醸成の観点から、新たに高齢職員向けの研修を実施したいと考えている。</p> <p>具体的な内容については、来年度に向けて検討を進めているが、降任後のポストにおいて新たな役割が与えられることから、それに合わせた職場内での人間関係の構築の方法や、若手・中堅職員に対する指導や指摘の仕方、これまでの知見を有効に伝承していくためのコミュニケーション方法等の内容を盛り込めないかといった視点で検討している。</p>
金澤委員	<p>今後、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入がされるがどのような制度か。</p> <p>また、現在も再任用制度を実施しているが、新たな制度との違いは何か。</p>
人事課長	<p>現在の再任用制度は、一旦退職した職員が 1 年ごとの任用ではあるがフルタイムや短時間で 65 歳まで働くことができる。</p> <p>今後、新たな制度として導入する定年前再任用短時間勤務は、60 歳を超えてフルタイムで働くことが難しい方が選択する勤務形態であり、一旦退職する形にはなるが 65 歳まで働き続けることが可能である。ただし、勤務条件は、現在の再任用短時間と同じである。</p> <p>また、暫定再任用制度は、現在の再任用制度と同じである。</p>
金澤委員	定年引上げに伴い、退職金への影響はどうか。
人事課長	管理監督職勤務上限年齢制や給料月額 7 割措置の適用を受ける職員については、減額前の給料月額が最も高いピーク時の給料月額も考慮して退職手当を算定するため、退職手当が不利になることはない。

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	定年引上げに伴う職員採用への影響はどうか。また、年齢構成にばらつきが生じるのではないか。
人事課長	<p>職員の採用は、単に退職者を補充することだけではなく、その時々々の行政需要などを見極めながら、必要な数を確保するという考え方で行う。</p> <p>定年が2年に一度引き上がる制度は、国も他の自治体も同じであり、これらの採用のあり方については、引き続き研究、情報交換していく必要がある。</p>
金澤委員	この度の制度改正によって、職員数は増えるのか。また、総人件費への影響はどうか。
人事課長	<p>この度の制度改正により、定年年齢が5年引き上がるが、職員数を増やすということではなく、これまで通り、時々々の行政需要に応じた形で定数や職員採用を管理していくという考え方である。</p> <p>また、60歳を超える職員の給与が7割になり、組織の新陳代謝もあることから、定年引上げが総人件費の増額に結び付くかどうかの分析は非常に難しい。</p> <p>ただし、人件費増加の懸念もあることから、これまで全国の知事会を通じて、制度移行の期間も含めて、地方の財政負担が生じないよう確実に所要の措置を講じるよう要望しており、引き続き要望していきたい。</p>
志田委員	61歳以降も働くことを希望している職員への意向調査等はどうか。
人事課長	現在、定年退職者のうち約4割から5割が再任用に移行しており、今後は定年引上げとなることから、それよりも多くの職員が県に残ると考えている。定年引上げに係る意向調査を条例の可決・公布後の令和5年3月に実施する予定で準備を進めている。
志田委員	やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会の設立趣旨はどうか。
総合交通政策課長	本県では山形新幹線米沢トンネル（仮称）の早期実現を目指して様々な鉄道沿線活性化の取組みを進めてきたが、こうした取組みを更に県内全域にわたって、より強力で推進していくため、新たに協議会を立ち上げたところである。
志田委員	総合支庁ごとに実施するワーキングチームから出てくる意見をどのようにとりまとめるのか。また、ワーキングチームの責任者は総合支庁長になるのか。
総合交通政策課長	各ワーキングチームについては、各総合支庁と総合交通政策課が事務局となり、様々なアイデアを県でとりまとめ方向づけていく。また、総合支庁長が責任者としてはいない。
志田委員	ワーキングチームの方針の決め方は、チーム内で出た様々な意見を集約し、方向性を決めていくイメージか。
総合交通政策	ワーキングチームは形式的な場にしたいと考えており、各市町村が

発 言 者	発 言 要 旨
課長	考えた取組みをしっかりと説明し、それを基に議論していく場にしていきたい。
志田委員	8月3日からの大雨による災害に係る支援制度の実施状況はどうか。
防災危機管理課長	<p>国の被災者生活再建支援制度については、12月13日時点で6世帯から申請があり、支援金は合わせて462万5千円である。そのうち5世帯分は既に支給済みとなっており、残り1世帯分が現在審査中である。</p> <p>次に、県独自の支援金については、現在相談を受けている件数は、1世帯である。</p> <p>また、県の災害見舞金については、支給見込みが228件であり、内訳として半壊が48件、床上浸水が180件である。支給総額は、2,760万円を見込んでいる。</p> <p>県土整備部の制度である浸水住宅復旧緊急支援事業においてリフォームを伴う復旧については、11月30日時点末時点で127件、市町村から被災者への補助金額が5,087万円であり、県負担分の補助金額が2,311万3,000円であると確認している。</p>
志田委員	浸水住宅復旧緊急支援事業の市町村別の内訳はどうか。
防災危機管理課長	大江町5件、長井市5件、高島町1件、川西町114件、飯豊町2件である。
志田委員	独自の支援金制度について、市町村との連携状況はどうか。
防災危機管理課長	9月定例会後、制度の詳細を定め、各市町村と共有をしている。
志田委員	<p>見舞金制度は、県ではなく、市町村で行うべき制度だと考える。今回の災害で228件の見込みであるが、市町村からも支給されることになるのか。</p> <p>また、県が支給を見込んでいる市町村の中で、市町村の見舞金制度を実施していない市町村はあるのか。</p>
防災危機管理課長	各市町村が独自に制度を持っているところもあり、併給されることもあるが、県と市町村との見舞金制度の突合はできていない。
楳津副委員長	新規事業である靈感商法を含む悪質商法に係る若年者のための消費者教育とはどのような事業か。
消費生活・地域安全課長	<p>消費者庁が所管している地方消費者行政強化交付金を活用する事業であり、具体的には、靈感商法を含めた悪質商法全般について、本県における被害や相談状況の実態等を踏まえ、悪質商法による被害の未然防止及び被害救済等を図る。</p> <p>具体的には、靈感商法の手口を含めた悪質商法に関する啓発チラシを作成し、高校生等を中心に啓発を行うとともに、靈感商法等の手口も含めた悪質商法に関するトラブルの事例や対処法を紹介する動画を作成し、これまで実施している出前講座での活用やY o u T u b e への掲載を考えている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
榎津副委員長	本県のマイナンバーカードの取得状況はどうか。
市町村課長	<p>県内市町村においては、マイナンバー制度が定着・運用されることで、市町村にとっても業務の効率化に効果が見込まれることから、今年度に入って様々な知恵を絞りながら、普及を推進しているところである。</p> <p>本県の令和4年度の交付率は4月1日時点で39.1%、11月末時点で52.7%、13.6ポイントアップであり、全国を上回って伸びている。</p> <p>また、11月末時点の申請率は全国の60.5%を上回る60.66%であるが、カードによる業務の効率化を進める上でも、さらなる取得率の向上が必要であるとの声もあり、今回取得促進に向けた補正予算を追加提案した。</p> <p>また、4年8月のデジタル庁の調査では、申請方法がわからない、申請方法が面倒、メリットを感じない等の意見があり、対策について施策を進めている。</p>
榎津副委員長	追加提案されたイベント会場でのマイナンバーカード出張申請サポートとはどのような事業か。
市町村課長	<p>今回の事業は、政府のマイナンバーカード交付事務費補助金を県でも使えるようになったため、提案したものである。</p> <p>市町村の交付担当者は業務多忙であり、出張サポートを行うことは難しいと考えていたが、行政書士会でマイナンバーカード申請手続相談員の研修認定をしているため、山形県行政書士会と連携し、受付サポートの取り組みをしていきたい。</p> <p>具体的には、令和5年1月以降、県内で行われるプロスポーツ会場、県民ホールなどの県有施設などで行われるイベントの一角で出張申請サポート会場を設けて、取り組んでいきたい。</p>
榎津副委員長	イベント会場の手続き1回で申請は完結するのか。
市町村課長	会場で申請書類の準備をサポートし、その後、本人が申請書を市町村に郵送した後、市町村窓口でマイナンバーカードが取得できる。
榎津副委員長	マイナンバーカードの申請をしたくても、市町村の窓口が業務多忙により待たされると聞いたが、状況をどのように把握しているか。
市町村課長	第2弾のマイナポイントの申込み期限が12月末であり、混雑状況については把握している。カード取得後のマイナポイントの手続き等の相談対応に時間を要していると聞いており、市町村窓口でマイナポイント申込みなどの作業を行う支援員の派遣を考えている。
榎津副委員長	市町村にとってマイナンバーカード交付率を高めるメリットはどうか。
市町村課長	一定程度の申請率が条件になっていることから、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用時に、現在、申請率に達するよう各市町村でも取り組んでいる。
榎津副委員長	市町村別の水道管の耐震管導入率はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
参事（兼）食 品安全衛生課 長（兼）新型 コロナ対策認 証推進課長	水道管路の分類上、基幹管路とは水源から水を浄水場に持ってくる導水管と浄水場から配水池に水を持ってくる送水管がある。配水地に持ってくる送水管が配水地から各家庭にくる手前の太い管の配水本管であり、県内の市町村ごとの基幹管路の耐震化率を見ると、最も耐震化率が高い水道事業者は1か所、100%となっているが、最も低いところでは6.7%となっており、かなりの開きがある状況である。
榎津副委員長	水道事業の広域化について、耐震化率が自治体ごとに異なることが課題だと認識しており、今後議論していかなければならないと考えるがどうか。
参事（兼）食 品安全衛生課 長（兼）新型 コロナ対策認 証推進課長	<p>圏域ごとに議論を続け、水道広域化推進プランの最終案として各水道事業者から合意を得たが、事業統合する上での1番のネックは事業者、市町村ごとの耐震化率、老朽化率、水道料金等の格差が大きいといった部分であった。</p> <p>将来的に圏域内については格差が小さいところから事業統合を目指す方針であるが、内陸の3圏域については格差があり、例えば、耐震化の格差については、計画的に耐震化計画を策定しなくてはならないとなっているが半数程度には、未だ策定していない事業者もある。効率よく耐震化を進めていくため、厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用しながら、計画的に進めていく必要があるが、事業者ごとに財政的な差があることから、できることからやっていくことが大事だと考えている。</p>
榎津副委員長	事業統合の進めた方はどうか。
参事（兼）食 品安全衛生課 長（兼）新型 コロナ対策認 証推進課長	<p>例えば、村山圏域では事業者数が多く、全体のシミュレーションでは事業統合した場合、非常に経済的な費用削減効果というのは認められるが、大きな事業者にとっては逆にデメリットになる。</p> <p>そのため、現段階では一度に進めることは非常にハードルが高いため、例えば隣接する事業者同士、隣接する事業者や賛同する事業者同士などから進めていく方針としている。</p>
【請願 46 号の審査】	
榎津副委員長	<p>献金等については、大変悪質だが、しかし、県議会に調査権があるのか、国の解散命令、解散請求の要件について現在様々な調査を始めている。</p> <p>また、旧統一教会の問題を受けた被害者救済を図るための法案も成立しており、現在国が調査中の段階で解散請求を求める意見書を出すのはいかがかと考える。継続審査として、国の様子を見ながらやっていくべきではないか。</p>
石黒委員	そんな時間はない。苦しんでいる国民のことを考えたら、今の意見に全く納得できない。採択すべきである。
梅津委員	石黒委員が話された内容に同意する。なぜ、国は急いで法律を作ったのか。まさに困っている方々、そういった方々を急いで救わなければいけないという観点から、国会で定めたのだと思う。そういう意味でも、まさに解散請求をしようとして情報収集をしている政府に対して、しっかりと対応するように求めていくことが今求められていることではないか。

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>今日、採決すべきである。</p> <p>全国靈感商法対策弁護士連絡会がまとめた被害額が 1,237 億円である。こんな状態にせず、三権分立の司法判断を求めることは当たり前ではないか。採決すべきである。</p> <p>⇒採決を行うかどうか挙手採決した結果、継続審査とすることに決定</p>